

# 令和4年第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年2月25日 午後1時57分から午後3時28分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

| 内  |       |    |    | 訳  |       |    |    |
|----|-------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名    | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名    | 出欠 | 備考 |
| 1  | 中里 和子 | 出  |    | 7  | 齊藤 貴作 | 出  |    |
| 2  | 高橋 光行 | 出  |    | 8  | 小島 保  | 出  |    |
| 3  | 黒川 英巳 | 出  |    | 9  | 松永 貴夫 | 出  |    |
| 4  | 石川 猛  | 出  |    | 10 | 岡野 和紀 | 欠  |    |
| 5  | 新井 雅之 | 出  |    | 11 | 林 真由美 | 出  |    |
| 6  | 福島 茂雄 | 出  |    |    |       |    |    |

6. 最適化推進委員出席者 3名

| 内  |       |    |    | 訳  |        |    |    |
|----|-------|----|----|----|--------|----|----|
| 議席 | 氏名    | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名     | 出欠 | 備考 |
| 12 | 栗原 一雄 | 欠  |    | 16 | 根本 武男  | 出  |    |
| 13 | 武藤 恭久 | 欠  |    | 17 | 栗原 昇   | 欠  |    |
| 14 | 澤田 一成 | 出  |    | 18 | 野口 郁夫  | 出  |    |
| 15 | 浅海 五月 | 欠  |    | 19 | 鹿ノ戸 健次 | 欠  |    |

7. 議事参与者

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|---|----|---|----|
|   |    |   |    |

8. 事務局

| 職    | 氏名    | 職  | 氏名    |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 大澤 淳一 | 主任 | 藤野 泰弘 |
| 課長補佐 | 田疇 佳秀 | 主任 | 紫藤 花織 |

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 中里 和子      委員 高橋 光行

11. 坂戸市農業委員会会長職務代理者の選出について

議長は、本件について、選出は指名推薦または投票による方法どちらがよいかを諮ったところ、指名推薦の声があり、全員の賛同を得た。

その後、委員から中里委員を推薦する旨の発言があり、委員全員の賛同を得たため、次の者を会長職務代理者として選任した。

会長職務代理 中里 和子

12. 議決事項及び議事の要領

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請1番から2番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番2番案件については、それぞれの土地の譲受人が同一世帯であるため、一括して説明させていただきます。

まず、1番案件の所在地は、小沼の附島、ほか2筆です。地目は田で、地積は計2,968㎡です。2番案件の所在地は小沼の附島、ほか1筆です。地目は田で、地積は計1,984㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番、2番 三芳野地区 高橋委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番、2番案件については、一括して説明させていただきます。

申請地は、譲受人が10年以上前から耕作しています。また、譲受人が管理する農地に近いこともあり、今回譲り受けることになりました。譲受人が営農する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第5号については許可と決定します。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、石井の柵、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計1,292㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水は砂利敷による浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか1筆です。地目は田で、地積は計330㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は、上吉田の田端です。地目は田で、地積は331㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか2筆です。地目は田で、地積は計1,301㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は農地改良による一時転用で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第1種農地に該当すると考えられますが、農地改良による一時転用を目的とすることから、農地法施行令第4条1項にある不許可の例外に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、道路管理者等の同意を得るなど、農地改良等の取扱いに関する要綱第4の1各号に留意しており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 勝呂地区 野口委員 2～4番 坂戸地区 松永委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 谷治川から申請地までは土盛りされて高くなっており、奥まったところに位置しています。保全管理はされていますが、耕作はされていない状況です。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番、3番案件の譲渡人は同じため一括して説明させていただきます。  
譲渡人は、数年前まで他の人に耕作してもらっていましたが、耕作者が亡くなったため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件は農地改良による一時転用で、田を畑に変えるための申請です。譲渡人の子が申請地の隣地に住み、以前から譲渡人の耕作を手伝っており、自らも農地の耕作をしたいと希望していたものの、稲作の経験がないことから本申請に至りました。作付計画等に問題は見られないため、小委員会ではやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 ないようですので続けます。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、つぎは5番から9番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

5番案件の所在地は、堀込の村中です。地目は畑で、地積は904㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は太陽光発電設備で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地には物置とみられるものが設置されていたため、代理人を通じて撤去するよう伝えました。現在、撤去のための見積りを業者に依頼中であり、撤去は3月下旬ごろまでかかる可能性があるとのこと。代理人からは、物置が事業の妨げとなることは明らかなため、必ず撤去すると話がありました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷による浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は北峰の中原、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計322.05㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、北峰の西浦です。地目は畑で、地積は404㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は北峰の前田です。地目は田で、地積は152㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷による浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は、萱方の当向です。地目は畑で、地積は605㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷による浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番 入西地区 齋藤委員 6番～8番 入西地区 根本委員  
9番 大家地区 澤田委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 5番案件の申請地を先日見に行き、農地内に建物があることを確認しています。撤去の対応については、事務局の説明のとおりです。先代までは養蚕のための桑畑だったということですが、長い間耕作されておらず、保全管理のみされていました。太陽光発電パネルの設置について、譲受人から相談があり、土地を手放すことになりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員 6番案件の申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員 7番案件の申請地は適正に管理されていました。周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員 8番案件の譲受人は、乗用車4台と二輪車1台を所有していますが、自宅の敷地内に駐車スペースがないため、駐車場を借りていました。今回、現在借りている駐車場が売却によりなくなることから、自宅の隣地に駐車場を作る計画をしました。周辺は市街化が著しく、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員 9番案件の申請地は、譲受人である法人が経営する会社の隣に位置する、1メートルほど低くなっている畑地で、適切に管理されていました。現在利用している資材置場は少し離れたところにあり、盗難等が起きやすい環境でしたが、申請地は会社の隣であるため、防犯面や利便性の面で非常に都合が良いということで本申請にいたりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長 5番から9番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 転用前の違反の是正が必要な場合、建物や砂利、樹木等の撤去について、事務局で指導しているようですが、撤去しているかどうか確認しているのですか。

事務局 今回の申請でもそのような事案があり、代理人を通じ撤去を依頼しています。代理人からは撤去する旨の話ももらっていますが、新型コロナウイルスの影響等で解体業者の人員確保が難しく、3月下旬ごろまで時間を要する可能性があるということです。事務局から代理人には、見積が取れた際の連絡や撤去後の報告を求めているところです。また、土地利用計画図などからも、転用事業に物置が支障をきたすことは明らかであるため、埼玉県と調整しながら対応していきませんが、現状では撤去されると判断しています。

委員 農業委員会では、譲渡人に対し、転用の前に農地の原状回復を求めてきたところですが、いつまでに原状回復をするかを明確にし、統一した対応を要望したいと

思います。

議長 では、採決を行います。  
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第6号は許可相当と決定します。

議案第7号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第7号 農用地利用集積計画（案）について審議します。  
事務局より説明してください。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2月分の農用地利用権設定申出は、新規のみで、一般分は4件、10筆、面積は9,068㎡です。農地中間管理事業分は、1件、1筆、面積は994㎡です。合意解約はありませんでした。

令和4年3月1日設定後の利用集積面積は、農地中間管理事業分の1件の契約始期が5月1日であるため、一般分の面積を算入し、3,023,792.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。  
ないようですので、採決を行います。  
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定します。

議長 議案第8号 別段の面積（下限面積）の設定について審議します。  
事務局より説明してください。

事務局 農業委員会は、農地法施行規則第17条により、農地法3条第2項第5号に定める面積の別段の面積を定めることができること、そして、その適正な事務実施については、農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、毎年、別段の面積（下限面積）の設定又は修正の必要性を検討し公表する。」こととされています。このため、別段の面積の設定について審議するものですが、2020年農林業センサスによると、管内農家で経営耕地面積が50a未満の農家数が全農家数の4割に満たないため、別段の面積は設定しないとするものです。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等がございますか。

議長 ないようですので、採決を行います。  
議案第8号 別段の面積（下限面積）の設定については、農地法第3条第2項第5号に定める基準の50aが適切と考えられますので、別段の面積は設定しないことに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。  
よって議案第8号は、別段の面積は設定しないことに決定します。

報告第2号 専決処分の報告について

議 長 報告第2号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出5件、第5条の農地転用届出3件です。  
内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長  
専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

## 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第2回坂戸市農業委員会  
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員